

第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画について（各論）案

■ 施策の展開

施策1 子育て・生活支援の推進

(1) 保育サービスの充実

保育所・学童保育（こどもルーム）の優先入所

担当課	学童保育課・保育運営課
事業内容	ひとり親家庭の子どもが保育所・学童保育に優先して入所できるように配慮することで、就業・就職活動が行いやすい環境づくりに引き続き取り組みます。

一時預かり事業

担当課	子育て支援課・保育運営課
事業内容	保育園の入所基準に該当しない程度での就労や、病気やケガ、買い物、リフレッシュなどの理由から子どもを保育園で預かったり、乳幼児を施設で預かったりするなど、一時的に預かることで子育ての負担軽減に努めます。

病児・病後児保育事業	
担当課	保育運営課
事業内容	<p>病中または回復期の子どもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。</p>

子育て短期支援（ショートステイ）事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	<p>保護者の病気，出産，育児疲れなどの理由で一時的に養育が困難になったときに，子どもを児童養護施設で預かる事業を実施します。</p>

ファミリー・サポート・センター事業	
担当課	子育て支援課・こども福祉課
事業内容	<p>子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり，子育て中の親子を支援する会員同士が支え合う事業です。研修を受けた協力会員が保護者に代わって送迎や預かりの援助を行います。ひとり親世帯に対しては，利用料が半額になる助成制度があります。</p>

地域子育て支援拠点事業	
担当課	子育て支援課
事業内容	<p>未就学児の親子を対象に，親子が集まって過ごしたり，子育てに関する相談・情報提供を行う拠点の整備を進めます。</p>

(2) 生活・学習支援の強化

子どもの生活・学習支援事業	
担当課	生活支援課・こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭などの小学生から中高生等までの子どもを対象に、学習支援を行うことで、子どもたちが将来社会で自立した生活を営めるよう支援に取り組みます。とりわけ、小学生の早い時期から生活習慣の習得や自己肯定感の醸成等の学習の土台づくりを支援します。

(3) 住宅確保に向けた支援

公営住宅への入居の優遇	
担当課	住宅政策課
事業内容	ひとり親家庭が市営住宅を希望する場合、入居の抽選にあたって当選確率を高めるなどの優遇措置を適用します。また、県営住宅やひとり親家庭等の住宅確保を支援する団体等の情報を提供します。

住宅確保支援の検討	
担当課	こども福祉課
事業内容	DV や離婚等によって生じる緊急的かつ一時的な住宅確保等に関する支援策について検討していきます。

施策2 就業支援の推進

(1) 企業等への啓発の推進

企業等への啓発の推進	
担当課	こども福祉課
事業内容	事業主に向けて、ひとり親を雇用することで支給される特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金の制度の周知を図るなど、ひとり親の就労環境の向上に努めます。

(2) ハローワーク等との連携強化

就業相談事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	市役所内にあるハローワーク窓口のかしわ就労自立サポートセンターと連携し、ひとり親と母子・父子自立支援員、ハローワーク就労支援ナビゲーターの三者での相談を通じて、ひとり親のニーズに応じた就業につなげることで、ひとり親家庭の自立を促進します。

(3) 資格取得の推進

高等職業訓練促進給付金事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	看護師や准看護師、介護福祉士、保育士など1年以上の修業期間を要する国家資格を取得するため、就業と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減を目的とした訓練促進給付金を支給します。

高等職業訓練促進資金貸付金事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	高等職業訓練促進給付金を活用して看護師・准看護師・介護福祉士・保育士の4資格の取得を目指す場合に、給付金の支給と同期間において、月額5万円以内の貸付けを行う制度です。なお、資格取得後、業務に通算5年間従事することで、貸し付けた全額の償還を免除します。

就労支援講習会事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	就業に結びつく資格や技能を習得するため、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修等の講習会を実施します。

自立支援教育訓練給付金事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	市が指定する教育訓練講座を受講したひとり親に給付金を支給します。

施策3 養育費確保支援の推進

(1) 普及啓発の推進

養育費確保に関する啓発	
担当課	こども福祉課
事業内容	養育費の取り決めや確保にあたって、子どもに対する親としての責任であるという認識を社会に普及できるように、ひとり親サポートガイドなどを通して広報・啓発活動を引き続き推進します。

(2) 養育費相談の充実

法律相談事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	養育費や面会交流など専門知識を有する弁護士等による法律相談を実施します。

(3) 民間事業者との連携

養育費確保業務の検討	
担当課	こども福祉課
事業内容	民間事業者と連携し、養育費の支払い義務者とやむを得ずに関わりを持っていない場合においても、養育費の確保につながる仕組みを検討します。

施策4 経済的支援の推進

(1) 児童扶養手当等の給付の推進

児童扶養手当の給付	
担当課	こども福祉課
事業内容	子どもを養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図るため、給付対象者への制度周知に努め、引き続き適正な給付業務を推進します。

ひとり親家庭等医療費等の助成	
担当課	こども福祉課
事業内容	子どもの保健福祉の向上と保護者の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親及びその子どもの医療費の一部を助成します。

遺児等養育手当	
担当課	こども福祉課
事業内容	父母と死別した義務教育修了までの遺児等を扶養している者に対して、遺児等の養育手当及び一時金を支給し、子どもの養育に関する経済的支援を実施します。

寡婦（夫）控除のみなし適用	
担当課	こども福祉課・学童保育課・保育運営課・住宅政策課
事業内容	未婚のひとり親に対して、保育所・認定こども園・こどもルームの保育料，児童扶養手当，高等職業訓練促進給付金，市営住宅の家賃などの算定で，寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し，婚姻父母と同様な控除を適用することで，ひとり親家庭の経済的支援を図ります。

（２）福祉資金貸付の推進

母子父子寡婦福祉資金の貸付	
担当課	こども福祉課
事業内容	修学資金や就学支度資金などの福祉資金の貸付制度の周知と貸付けを通じて，主に子どもの教育資金を支えることで，ひとり親家庭の経済的自立と子どもの福祉向上に引き続き取り組みます。

（３）教育費の支援

教育費支援等の情報発信	
担当課	こども福祉課
事業内容	経済的な理由で子どもの進学をあきらめることのないよう，高等教育の修学支援制度など国や千葉県，日本学生支援機構等で扱っている教育費支援の最新情報を収集し，適時適切な情報発信に努めます。

就学援助	
担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由で困窮する家庭に対して, 子どもの学校給食費・学用品費・ 入学準備金などの一部を援助します。

施策5 相談支援体制の推進

(1) 相談支援体制の強化

母子・父子自立支援員相談事業	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭が抱える、子育てや生活、就労、養育費、家計についての悩みや困りごとにきめ細かく対応するため、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭の自立支援に関わる人材の資質の向上に努めます。

(2) 情報提供の充実

ひとり親サポートガイドの作成	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭に関する相談や手続き、手当などの各種支援情報が簡潔にまとまっている冊子を作成し、毎年8月にある児童扶養手当の現況届提出時に、すべてのひとり親家庭に向けて配布します。

メール等を活用した情報発信	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭に対する支援施策について、引き続き広報紙や子育てサイト「はぐはぐ柏」により広報啓発に加えて、メールや SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を活用した情報発信の手法を検討します。

地域団体への情報提供	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭については、各種支援施策や社会資源の情報が届きづらい場合も考えられることから、庁内外の関係部署だけでなく、ひとり親と接する機会のある地域福祉を担う団体との連携を深めることで、情報提供できるように取り組みます。

ひとり親支援団体等との連携	
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭等の交流の場となっている団体の活動を支援したり、情報交換するなど連携を図ります。